

研究ノート

介護を理由とする生活困窮者への支援 ～生活困窮者自立支援制度の運用の事例検討～

宮本 恭子 (島根大学法文学部教授)

1. はじめに

失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人が増えている。こうした状況の中、仕事や生活など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度が2015年4月から始まった。生活困窮者自立支援制度は、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に陥るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するものである。支援は、主には相談支援、就労支援、多面的な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援、健康支援、子ども・若者の支援等の7つの分野で展開されている。複合的な問題を抱え、これまでの制度では救えない生活困窮者をワンストップで支援し、働いて自立出来ることを目指している。

これらの支援の対象となる、暮らしに困る理由や背景はさまざまであるが、高齢社会の進展に伴い、家族形態の変化とも相俟って、家族の介護のため、時間に余裕はあるが収入の低い仕事に移った人や、介護のために仕事をやめた人など、家族らの介護を理由に困っている人の問題の深刻さが目立つようになってきた。このような状況の中、現に介護を理由に困っている人への支援を充実させなければならないが、それについては生活困窮者自立支援制度が始まってまだ日が浅いこともあり、その利用はまだまだ低調と言わざるを得ない。とはいえ、要介護者の増加が見込まれることもあり、同テーマは生活困窮者自立支援制度において取り組むべき重要な課題となりつつある。

そこで本稿では、生活困窮者自立支援制度において取り組むべき、介護を理由に困っている人の実態やこれらの人への支援のあり方を検討することとする。これについては、厚生労働省「生活困窮者自立支援制度の実施状況」をみると¹⁾、自治体別の実施状況は公表されている。しかし、相談内容等の詳細な情報は集計・公表されておらず、ここから介護を理由に困っている人の状況やこれらの人への支援の実態を把握することはできない。そこで、新たな資料や情報を基礎に、この点を把握することが必要である。

本稿の目的は、家族らの介護をきっかけに困っている人が、具体的にいまどのような問題を抱えて、困難な生活に直面せざるをえないのか、「だいJOBセンター」の相談者状況を把握する。また、家族らの介護で困っている人への支援状況を提示しながら、生活困窮者自立支援制度が、彼らを支えるものとしてどのように機能しているかについても考察したい。

2. 調査概要

(1) 調査対象・方法

調査対象は、川崎市が生活困窮者自立支援制度の窓口として開設した、「川崎市生活自立・仕事相談センター（通称：「だいJOBセンター」）」である。JR川崎駅前にある。2015年4月の新法施行に先駆けて実施されたモデル事業68カ所の一つとして、川崎市が2013年12月に開設した。失業等の経済的な問題とともに、うつや人間関係がうまくいかない等の精神的な問題、家賃を滞納している等住まいの問題、借金をしている等債務や法律の問題など、さまざまな課題を抱え生活に困っている人に対して、支援を行う料の相談窓口である。全国でも先進的に取り組むモデル事業の「だいJOBセンター」を対象とすることで、より多くの事例を検討することが期待できると考えた。調査方法は、同センターのセンター長に聞き取り調査を行った²⁾。

(2) 「だいJOBセンター」がある川崎市の概要

はじめに、川崎市の概要を述べておこう³⁾。川崎市は、首都圏の中心部に位置するとともに、東京と横浜という巨大消費地に接し、交通アクセスにもたいへん優れている。さらに、羽田空港に隣接することの地理的優位性や利便性もある。川崎臨海部は、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えてきたが、産業構造の転換や経済活動のグローバル化による生産機能の海外移転などによって、既存産業の空洞化が進んでいる。また、川崎市のものづくり機能を支えてきた中小企業も、同様に厳しい環境に置かれている。その一方で、川崎市には、情報通信分野などを中心に、我が国を代表する先端技術産業が集積しており、さらに研究開発機関が数多く立地し、学術研究機関に働く人の割合は大都市の中で1位である。

行政区は、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7つの区がある。人口147万人の川崎市において、生活保護世帯数（2015年8月）24,379世帯、生活保護人員数（2015年8月）32,521人、保護率（2015年8月）2.21%で、生活保護扶助費（2014年度）約600億円は、市の一般会計予算6,000億円の実に1割を占めるに至っている。

このように、生活保護費の負担が大きい川崎市では、生活保護に頼らざるを得ないところまで追い込まれてしまう人たちを、少しでも早く支援し、早期に安定した生活に戻ってもらうことが重要な課題となっている。そのための支援の相談窓口として、川崎市は「だいJOBセンター」を開設した。“ここに来れば大丈夫”というメッセージが、センター設立の趣旨を表している。以下では、「だいJOBセンター」の運営体制を見ていきたい。

(3) 「だいJOBセンター」の運営体制³⁾

「だいJOBセンター」は、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口である。①市内居住、②失業等で生活に困っている、③生活保護受給中ではない等の3つを満たせば、誰でも相談できる。「だいJOBセンター」は、保険料を支払っていない等の理由で社会保険、雇用保険制度で支えられなかった人たちを、生活保護制度に至る前段階で支援し、早期に社会的経済的自立を果たすためのサポートを目指している。

具体的には、失業等による経済的な問題を中心に、こころ、人間関係、住まい、債務等さまざまな問題を併せ持つ者に対し、課題の洗い出し・整理を行い、優先順位をつけ、“寄り添い型の支援”を行うことにより、相談者の社会経済的な自立を支援していく。“寄り添い型の支援”とは、課題解決のために必要な制度等の申請や求職活動に同行し、手続きの補助やアドバイスをを行うなど、「相談者をひとりにしない」支援の手法である。“いっしょに歩けばだいじょうぶ”というセンターのスローガンにもその趣旨がよくあらわれている。

「だい JOB センター」には、さまざまな困りごとに対応するため、多様な専門職が配置されている。初回相談者の面接、課題整理を行う面接相談員 3 名は、5 年以上の相談経験者で社会福祉主事任用資格を要件とする。初回面接相談では、多岐にわたる相談内容の課題整理が必要であるため、生活保護ケースワーカー、ハローワーク勤務経験者等が配置されている。求人の開拓・紹介、職場見学等を担当する就労支援担当 4 名は、ハローワークでの職務経験者、キャリアカウンセラーである。これ以外に病院同行、カウンセリングを担当する精神保健担当 2 名が配置され、弁護士などの専門相談も月 3 回実施している。それぞれの専門職については、さまざまな困りごとに対応するという特徴から、相談経験が豊富な社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラー等を雇用している。

(4) 「だい JOB センター」相談者と支援の状況

「だい JOB センター」に来る相談者の多くは、ハローワークで仕事を決められない人である。そのため、ハローワークを介さず同センターが直接求人紹介を行う場合も多い。企業の求人開拓は、就労支援担当者の重要な仕事のひとつである。開拓先は、これまでのところ人材が不足している中小企業や警備、清掃、介護福祉、製造業等の業種である。これらの企業とセンターに来る相談者がうまくマッチングすれば、相談者の自立支援と同時に地域経済への貢献にもなる。

“困っている人に来てもらいたい”そこをスタート地点として始めたセンターの相談者数の合計は 1,093 人 (2014 年 4 月～2015 年 3 月) にのぼる。しかし、これだけの人に利用してもらった道のりは平坦ではなかった。ひとりでも多くの生活に困っている人に支援を行うためには、センターの存在を知ってもらい、足を運んでもらう必要があった。そのために、関連機関の行政担当者に「だい JOB センター」を知ってもらい、そこからセンターにつないでもらえるよう、関係機関に周知を徹底した。また、生活に困っている人の目に直接触れやすいよう、コンビニ、公衆浴場、駅地下街等にセンターのチラシを貼るなど広報活動にも力を入れた。

こうした取り組みの結果、市その他窓口、福祉事務所、関係機関、ハローワーク等の行政・関係機関からの紹介は、全相談件数の 58% を占める。相談者が抱える困りごと・相談内容は、就職・仕事探し、収入・生活費、住まい、健康・障害、家賃やローンの支払い、子育て・介護等多岐にわたる。相談者の困りごとは 1 人平均 2.7 件となっており、相談者は複数の困りごとを抱えて困っていることがわかる。

3. 介護を理由とする生活困窮者の状況

(1) 川崎市の介護離職の状況

①介護との関連で見た就業者の状況（表1）

次に、介護を理由とする生活困窮者に焦点を当ててみていきたい。まず、川崎市の介護離職の状況を整理しておこう。介護・看護をしている労働者の状況を見てみると、総務省「就業構造基本調査」（2012年10月1日）によれば、介護をしながら仕事をしている者は23,000人である。これらの者を年齢別に見ると、30歳未満900人、30歳代1,500人、40歳代6,500人、50歳代12,100人、60歳代4,800人、70歳以上1,300人であり、50歳代が半数近くを占める。男女別では、男性11,600人、女性15,400人であり、女性が若干多いが、性別による大きな差はみられない。介護をしている有業者（27,000人）のうち、介護休業制度の利用者は2割弱（4,700人）にとどまる。一方、介護をしている者で仕事をしていない者は21,700人にのぼる。このうち就業希望者は6,900人（31.8%）とされており、介護のために仕事をやめているが、働きたいと思っている人は多いことがわかる。

表1 介護との関連で見た就業者の状況（単位：人）

	総数	介護をしている									介護をしていない
		総数	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	介護休業制度の利用あり	介護休業制度の利用なし	総数
総数	1,246,100										
有業者	781,800	27,000	900	1,500	6,500	12,100	4,800	1,300	4,700	22,100	752,900
うち雇用者	718,800	23,700	900	1,500	6,500	9,700	4,200	800	4,700	18,800	—
(正規職員)	447,100	12,800	300	1,000	4,600	5,400	900	600	2,300	10,500	434,000
(非正規職員)	232,300	9,200	600	500	1,000	4,200	2,800	—	1,900	7,100	221,800
無業者	464,300	21,700	1,300	300	2,500	500	7,100	5,400			442,000
うち就業希望者	149,600	6,900	900	300	1,700	1,400	1,400	1,200			142,000
男性	634,600										
有業者	466,500	11,600	600	900	2,800	500	1,800	500	2,500	8,900	454,200
無業者	168,100	5,700	700	—	—	1,200	2,100	1,600			162,400
うち就業希望者	57,200	2,700	700	—	—	800	1,200	—			54,500
女性	611,500										
有業者	315,300	15,400	300	600	3,600	7,100	3,000	800	2,200	13,200	298,700
無業者	296,200	16,000	600	300	2,500	3,800	3,800	3,800			279,600
うち就業希望者	92,400	4,300	200	300	1,700	600	300	1,200			87,900

注：有業者には自営業、役員を含んでいない・
出所：総務省、平成24年就業構造基本調査より作成。

②川崎市の雇用形態別の介護離職者数（表2）

再び総務省「就業構造基本調査」では、介護・看護のため離職した人（以下、介護離職者という）は、2002年では9,700人である。そのうち、男性1,700人、女性8,000人で、女性が約8割を占める。2012年の介護離職者は13,200人と、増加傾向にある。なお、介護離職者の男女別の雇用形態を見ると、2012年では男性正規職員1,400人、男性非正規職員600人、

女性正規職員 4,200 人、女性非正規職員 5,500 人と、女性は非正規職員が多いのに対し、男性は正規職員の介護離職者が多いことが特徴である。

表 2 川崎市の雇用形態別の介護離職者数 (単位：人)

2012年	総数		男性		女性	
	総数	介護離職者数	総数	介護離職者数	総数	介護離職者数
総数	717,700	13,200	326,700	2,600	391,100	10,600
うち雇用者	568,200	11,800	268,800	2,100	299,400	9,800
(正規職員)	320,100	5,700	191,300	1,400	128,900	4,200
(非正規職員)	248,100	6,200	77,500	600	170,600	5,500
2002年	数数		男性		女性	
	総数	介護離職者数	総数	介護離職者数	総数	介護離職者数
総数	577,200	9,700	265,200	1,700	312,000	8,000
うち雇用者	492,200	8,100	228,000	1,600	264,200	7,400
(正規職員)	287,800	3,900	155,400	1,100	132,400	2,800
(非正規職員)	190,400	4,900	72,600	300	129,700	4,600

注：介護離職者とは、前職を離職した者のうち、介護・看護により前職を離職した者である。
前職を離職した者（2012年、2002年10月1日現在、転職就業者及び離職非就業者）。
出所：総務省、平成24年就業構造基本調査、平成14年就業構造基本調査より作成。

(2) 介護を理由とする生活困窮者の概要

① 相談者の年齢構成 (表 3)

以上の統計的な把握により、親の介護のために仕事を辞める人は増加傾向にある一方、介護をしながら働きたいと思っている者は多く、親の介護のために仕事に就けない、または、介護のためにやむなく仕事を辞めている人の問題が重要な課題となっていることが明らかになった。それでは、家族らの介護をきっかけに困っている人が、具体的にいまどのような問題を抱えて、困難な生活に直面しているのかをみていこう。

この点について検討するために、再び「だいJOBセンター」の相談者の中から、まず、介護の困りごとを抱える相談者を抽出した。対象者は 27 人 (2015 年 4 月 1 日～10 月 15 日) であった。ここで 27 人というサンプル数は決して十分とは言えないが、これらの人の概要を述べておこう。表 3 は、27 人の年齢構成を示したものである。男性は 12 人 (44.4%)、女性は 15 人 (55.6%) であった。年齢階級別の構成では、男女計では 40 代、50 代の年齢層に

表 3 相談者の年齢構成 (単位：人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	計
男性	0 0.0%	0 0.0%	2 7.4%	3 11.1%	7 25.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 44.4%
女性	0 0.0%	0 0.0%	1 2.7%	5 18.5%	4 14.8%	1 3.7%	4 14.8%	0 0.0%	15 55.6%
計	0 0.0%	0 0.0%	3 11.1%	8 29.6%	11 40.7%	1 3.7%	4 14.8%	0 0.0%	27 100.0%

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、平成27年11月 だいJOBセンター資料より作成。

7割近くが集中している。50代（25.9%）の男性が最も多く、次いで、40代女性（18.5%）の順であった。

②相談者の世帯人員・世帯構成（表4）

次に、相談者の世帯人員と世帯構成をまとめた。世帯構成（表4）の特徴をみると、男性の単身世帯が多いことがわかる（14.8%）。親と同居の2人暮らしの女性も多い。家族の世帯人数が少ない場合に、介護の問題を抱えて困っていることがわかる。

表4 相談者の世帯人員・世帯構成（単位：人、%）

世帯人数	2人		3人				計	4人			5人		
	単身	計	夫婦 (子なし)	夫婦 (成人子あり)	夫婦 (未成年子あり)	親と同居		ひとり親	計	親と同居	夫婦 (子なし)	夫婦 (成人子あり)	
男性	4 14.8%	3 11.1%	0	0	0	2	0	4 14.8%	3	0	1		
女性	1 3.7%	7 25.9%	1	2	0	3	1	1 3.7%	0	0	1		
計	5 18.5%	10 37.0%	1	2	0	5	1	5 18.5%	3	0	2		
世帯人数	4人		5人			計							
世帯構成	計	親と同居	その他 (三世帯等)	夫婦 (未成年子あり)	計	夫婦 (未成年子あり)	その他 (三世帯等)	計					
男性	1 3.7%	0	1	0	0	0	0	12					
女性	4 14.8%	2	1	1	2 7.4%	1	1	15					
計	5 18.5%	2	2	1	2 7.4%	1	1	27 100.0%					

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、2015年11月 だいJOBセンター資料より作成

③相談者類型（表5）

表5は、介護の困りごとを抱えるケースについて、誰が相談に来たかを示したものである。男女とも子どもが最も多く、男女計で18人（59.3%）であった。主たる介護者である子どもが多いと考えられるが、相談者には、親が2人（7.4%）含まれる。この場合、親の介護等のために仕事をしていない子どもの将来の生活を心配して、親が相談を持ち込むケースもあると考えられる。

表5 相談者類型（単位：人）

	本人	子	夫・妻	親	その他	計
男性	1	8	1	0	1	11
女性	2	8	3	2	1	16
計	3 11.1%	16 59.3%	4 14.8%	2 7.4%	2 7.4%	27 100.0%

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、2015年11月 だいJOBセンター資料より作成。

④相談時就労の有無 (表6)

表6は、相談時就労の有無を示したものである。これを見ると、仕事に就いている者はわずか6人(22.2%)にとどまる。これに対し、仕事に就いていない者は男女計で15人(55.6%)を占める。市全体の調査でも示したように、親の介護のために仕事を辞めている人は多いことがわかる。

表6 相談時就労の有無 (単位：人)

	無職	就労	就労 (休職中)	雇用保険	年金
男性	6	3	1	2	0
女性	9	3	0	0	3
計	15 55.6%	6 22.2%	1 3.7%	2 7.4%	3 11.1%

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、2015年11月 だいJOBセンター資料より作成。

⑤相談内容 (困りごと内容) (表7)

表7は、相談者の困りごと内容を、性別・年代別構成・世帯人員別に示したものである。困りごと内容を見ていくと、どのように介護をきっかけに生活が苦しくなっているかを把握することができる。

介護の困りごとを抱える対象者について、介護以外の困りごとをみると、男性は仕事探し・就職(9人)、収入・生活費(8人)、病気や健康(7人)であり、女性は収入・生活費(11人)、仕事探し・就職(10人)、住まい(9人)となっている。男性は1人平均5.5件、女性は1人平均5.6件の困りごと・課題を抱えている。男女別での大きな違いはみられない。

これに対し、介護の困りごとを抱えていない相談者の困りごと内容をみると、仕事探し・就職(19人)、収入・生活費(19人)、病気・健康(14人)、住まい(14人)、家賃やローンの支払い(13人)、税金や公共料金の支払い(11人)であった。介護の困りごとを抱える人とそうでない人では、抱える困りごと内容に大きな違いは見られない。しかし、先に見たように、センターの相談者の困りごとは1人平均2.7件であったのに対して、介護の困りごとを抱える人は1人平均5.5～5.6件と、介護を理由に困っている人は、そうでない人に比べて多くの困りごと内容を抱え、生活に困窮していることがわかる。

年代別の構成では、40代の方は1人平均6.9件の困りごとを抱えており、他の年代と比べて多い。40代の方の困りごとの内容は、収入・生活費(7人)、仕事探し・就職(6人)、住まい(6人)、家賃やローンの支払い(6人)、病気や健康(6人)である。世帯人員別の構成では、単身世帯は1人平均6.6件の困りごとを抱えており、他の世帯と比べて困りごと内容が多い。単身世帯の困りごと内容は、仕事探し・就職(4人)、住まい(4人)、病気や健康(3人)、収入・生活費(3人)、家賃やローンの支払い(3人)、税金や公共料金の支払い(3人)である。

表7 相談内容（困りごと内容）

	性別			年齢構成							世帯人員					
	男性	女性	計	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計	単身	2人	3人	4人	5人	計
(困りごと内容)																
介護	12	15	27	3	8	11	1	4	0	27	5	10	5	5	2	27
病気・健康	7	7	14	1	6	5	0	2	0		3	5	3	2	1	
住まい	5	9	14	2	6	3	0	3	0		3	5	3	2	1	
生活費	8	11	19	2	7	6	1	3	0		3	8	3	4	1	
家賃	5	8	13	2	6	3	0	2	0		3	5	2	2	1	
税金等	5	6	11	2	3	4	0	2	0		3	3	2	2	1	
債務	4	3	7	0	2	4	0	1	0		1	0	2	1	2	
就職	9	10	19	3	6	6	1	1	0		4	8	3	3	1	
仕事上の不安	4	1	5	0	3	2	0	0	0		2	1	1	1	0	
地域関係	0	1	1	0	1	0	0	0	0		0	1	0	0	0	
家族関係	3	5	8	2	1	1	0	3	0		2	2	3	2	1	
子育て	0	4	4	0	2	0	0	2	0		1	0	2	0	0	
引きこもり	2	3	5	0	2	1	0	1	0		1	2	1	1	0	
DV・虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
食べ物が無い	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
その他	2	1	3	1	2	0	0	0	0		1	1	1	0	0	
計	66	84	150	18	55	46	3	24	0		33	50	30	25	12	

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、2015年11月 だいJOBセンター資料より作成。

4. 介護を理由とする生活困窮者への支援の状況

①相談者の支援類型（表8）

以上のように、介護を理由に仕事を辞めれば、生活に困窮するケースも少なくない。したがって、その手前で施策を講ずる必要がある、というのが、生活困窮者自立支援制度を運用する理由である。そこで、「だいJOBセンター」の相談者への支援状況をみながら、同制度がどのように機能しているかについても考えてみたい。

多くの困りごとを抱えている人には、経済的自立へ向けて、困りごとの内容と相談者の生活状況に応じて、効果的に、効率的に、そして丁寧に対応する必要がある。そのために「だいJOBセンター」では、独自の「支援類型」を作っている。毎月90人の新規相談者に、指針なしに支援していたのではスタッフが混乱してしまう。そのためにも整理が必要であったのである。

表8は相談者の支援類型を示したものである。ここで、特徴的であるのは「①-2」と「③」である。「①-2」は、就労以外の課題を優先的に行い、その進捗を見極めながら、就労支援が可能かどうか見極める。病気・障害等で一足飛びに仕事に就くのは難しいケースには、段階的計画を立てながら、就労支援につなげていく。「③」は、生活保護の相談が必要であると判断したケースであり、生活保護申請を説得し、同センターの相談員が福祉事務所に同

行する。

「支援類型」に基づく支援状況をみると、「②-2」の関係機関・制度の情報提供のみの支援が多く、27人中9人(33.3%)である。例えば、親の介護の困りごとを抱える相談者に対して、必要なサービスが利用できるように、介護保険制度や高齢者を対象としたサービスの窓口を紹介する等である。次いで、「①-1」の就労支援と同時にその他の困りごとの解決を支援する相談者は、27人中6人(22.2%)である。再就職の支援と同時に、債務の整理を支援するなどして生活の自立を目指すケースが考えられる。③の生活保護の相談が必要なため、福祉事務所の引継ぎを行う相談者は27人中3人(11.1%)である。このように、「支援類型」に基づく支援によって、複合的な生活の困りごとを抱えるケースに対して、困りごとの内容や相談者の生活状況に応じた支援を行うことが可能となっている。

表8 相談者の支援類型

支援類型	支援期間	アフターケア	介護の困りごと 人数・割合	センター全体 人数・割合
①-1 就労支援と同時にその他の課題の解決を支援する相談者(就労優先)	1年	3ヵ月	6 22.2%	273 25%
①-2 就労以外の課題を優先的に取り組み、就労支援に以降する相談者(就労以外の課題優先)	1年	3ヵ月	2 7.4%	175 16%
②-1 他機関と連携・引継ぎを行い相談者	2ヵ月	3ヵ月	3 11.1%	120 11%
②-2 関係機関・制度の情報提供を行う相談者	即日	-	9 33.3%	295 27%
③ 生活保護の相談が必要なため、福祉事務所への引継ぎを行う相談者	2ヵ月	-	3 11.1%	44 4%
④ 客観的に支援が必要だが、本人が支援を辞退しているため、生活状況の見守りを行っている相談者	2ヵ月	-	3 11.1%	66 6%
⑤ 見極めに時間を要する相談者	-	-	1 3.7%	109 10%

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、2015年11月 だいJOBセンター資料より作成。

②生活保護の相談が必要な者(表9)

表9は、生活保護の相談が必要なケースの状況を個別に示したものである。個別情報は、困りごと内容の状況、性別、年齢、世帯人員・世帯構成別、相談者類型、就労の有無である。ここで、対象者が3ケースにとどまるが紹介しておこう。3ケースに共通しているのは、介護の困りごと以外に、住まい、収入・生活費、家賃やローンの支払い、仕事探し・就職等の複数の困りごとに直面していることである。ケース1と2は、これらに加えて、病気・障害の困りごとを抱えており、ケース3は債務の問題も抱えている。このように、生活保護の申請が必要なケースは、介護の困りごと以外に複数の経済的な問題、病気・障害の困りごと等の複合的な問題・課題を抱えており、同センターに相談することで、生活保護の相談につながる事が可能になっている。

表9 生活保護の相談が必要な者

	性別	年齢	世帯人員	世帯構成	相談者類型	現時点就労の有無	困り事合計	介護	病気・健康	住まい	生活費	家賃	税金等	債務	就職	仕事上の不安	地域関係	家族関係	子育て	引きこもり	DV・虐待	食べ物が無い	その他	
1	男	35	単身	単身	子	無	8	○	○	○	○	○	○		○			○						
2	女	48	2人	親と同居	子	無	6	○	○	○	○	○			○									
3	男	59	単身	単身	子	無	7	○		○	○	○	○	○	○									

注：○は該当する場合である。

注：2015年4月1日～10月15日

資料：川崎市健康福祉局生活保護・自立支援、2015年11月 だいJOBセンター資料より作成。

5. おわりに

本稿では、「だいJOBセンター」を研究対象として、家族らの介護で困っている人の状況や、その支援状況を把握してきた。これに併せて、家族らの介護で困っている人を支える制度として生活困窮者自立支援制度がどのように機能しているかについて、若干の考察を行うこととする。

親の介護のために仕事を辞めている人は増加傾向にあるが、介護をしながら働き続けることを希望する人は多い。その主な理由として経済的な問題が挙げられる。特に、家族・親族等の支援を受けにくい単身者や、再就職が厳しい40代、50代では、介護離職を機にただちに生活に困窮するケースが多い。しかも、介護の問題を抱える人は、仕事の問題以外に複数の経済的な問題・課題を抱えながら、自分でどのように問題解決の糸口をみつければよいか分からない、という実態があることがわかった。親の介護のために仕事を辞めてしまって、生活費の枯渇、家賃や公共料金等の滞納、借金、仕事に就けないことの心労などが襲い続ける、という複合的な問題が絡み合えば、自分で問題解決の糸口を見つけることは難しくなる。

このような状況の中、生活保護受給に至る手前で施策を講ずる必要があるという理由から、生活困窮者自立制度の運用が始まった。本稿でみてきたように、支援分類に基づく支援によって、困りごとの内容や相談者の生活状況に応じた支援が可能となり、必要な支援内容につながるものが可能になっている。これにより、生活保護の申請が必要なケースや、生活保護の前段階で踏みとどまっている人たちには、少しでも早く必要な支援を行い、早期に安定した生活に戻ってもらうことが期待できる。

このように、複合的な問題を抱える生活困窮者をワンストップで支援する生活困窮者自立支援制度は、これまでの制度では支援に結びつかなかった人や、複数の問題を抱えどこに相談すればよいか分からないケースに対して、必要な支援につながる機能を果たしていることが明らかになった。「だいJOBセンター」での支援の展開は、全国の生活困窮者自立相談支援機関でも参考とすべき点が多いと言えよう。ただし、同センターの窓口に来る相談者は、生活困窮者のほんの一部にすぎないと考えられる。今後は、生活困窮者の実態把握を行い、行政とも連携しながらアウトリーチ活動に力を入れていくことが課題と言えよう。

今後に残された課題は多い。本稿における検討については、生活困窮者自立支援制度の窓口の一機関の調査事例をまとめたものととどまる。また、取り上げたサンプル数も少なく十

分な検討には至っていない。今後は、複数の地域の機関を対象により多くの事例検討を行い、実態を詳細に把握することが課題である。

【付記】

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室の一之瀬様及び「だいJOBセンター」センター長の吉田様には、現地調査をはじめとする調査において貴重なご意見をいただいた。ここに付して御礼申し上げます。

【注】

- 1) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」 < http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/270327_jimurenraku.pdf > (最終アクセス：2015年12月16日)。
- 2) 聞き取り調査は2015年11月18日に実施した。
- 3) 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室及び「だいJOBセンター」からの情報提供による(2015年11月18日)。

【参考文献】

川崎市健康福祉局(2015)『いっしょに歩けばだいじょうぶ だいJOBセンター川崎市生活自立・仕事相談センターの実践』、株式会社バリューボックス。
宮本恭子(2016)「ドイツにおける家族介護の社会的評価」、『経済科学論集』。